金ケ崎町工場等設置奨励条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、金ケ崎町工場等設置奨励条例(昭和54年金ケ崎町条例第21号。 以下「奨励条例」という。)に定めるもののほか、岩手県企業立地促進資金貸付要 綱(昭和61年4月1日制定。以下「立地資金」という。)による資金の貸付を受 けた者に係る利子補給金の交付について定めることを目的とする。

(特例の対象)

第2条 特例の対象となる者は、奨励条例第4条の規定により、奨励対象工場等の指 定、並びに立地資金の貸付を受けた者とする。

(利子補給の対象)

- 第3条 利子補給の対象は、3億円を限度に立地資金の貸付決定を受けた額とする。 (利子補給金の交付)
- 第4条 立地資金の貸付を受けた者に対し、次の各号に定める額の範囲内で利子補給 金を交付する。
 - (1) 岩手中部(金ケ崎)工業団地 立地資金の融資に係る支払い利息の額
 - (2) 森合工業団地及び北部地区流通業務団地 立地資金の融資に係る支払い利息の額の2分の1の額
- 2 利子補給金を交付する期間は、立地資金を受けた日から起算して3年を限度とする。

(利子補給金の打切り等)

- 第5条 町長は、利子補給金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは当該利子補給を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 立地資金を目的外に使用したとき。
 - (2) 立地資金の対象となる事業を中止し、若しくは廃止したとき。

(報告の徴収等)

第6条 町長は、必要があると認めたときは利子補給金の交付を受けた者に対し、利子補給に係る立地資金の借入れに関し報告を求め、又は当該借入れに関する帳簿、 書類等を調査することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年度以降の岩手県工業立地促進資金の貸付を受けた者から適用する。

附 則 (平成14年条例第33号)

この条例は、平成14年9月15日から施行する。

附 則 (平成 15 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の金ケ崎町工場等設置奨励条例の特例に関する条例の規定は、平成15年7月14日から適用する。

金ケ崎町工場等設置奨励条例の特例に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、金ケ崎町工場等設置奨励条例の特例に関する条例(平成2年金ケ崎町条例第2号。以下「特例条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利子補給の申請)

第2条 岩手県企業立地促進資金貸付要綱(以下「立地資金」という。)による資金の融資額について利子補給を受けようとする者は、金ケ崎町企業立地促進利子補給交付申請書(様式第1号)及び借入金証明書(様式第2号)を、第一年度にあっては立地資金の融資を受けた日の属する月の末日までに、第二年度以降にあっては当該年度の4月30日までに町長に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第3条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該申請にかかる書類等を審査し、利子補給することが適当と認めたときは、金ケ崎町企業立地促進利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(承認事項に係る変更承認)

第4条 前条の規定にもとづく利子補給の承認を受けた者が、当該利子補給に係る融 資金の償還方法、その他の条件を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認 を受けなければならない。

(利子補給金の請求)

第5条 前2条の規定により、利子補給の承認を受けた者が利子補給金の交付を受けようとするときは、金ケ崎町企業立地促進利子補給金交付請求書(様式第4号)を 町長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第6条 前条の規定による利子補給金の請求があった場合において、町長が適当であると認めたときは、当該年度に係る請求書を受理した月の属する年度の末日までに利子補給金を交付するものとする。

附則

この規則は、平成2年3月1日から施行し、平成元年度の立地資金貸付分から適用する。

附 則 (平成 14 年規則第 34 号)

この規則は、平成14年9月15日から施行する。

附 則(平成15年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の金ケ崎町工場等設置奨励条例の特例に関する条例施行規則の規定は、平成15年7月14日から適用する。